新宿観光案内所運営業務委託に係るプロポーザル募集要項

1　目的

新宿区（以下「区」という。）及び一般社団法人新宿観光振興協会（以下「協会」という。）は連携し、まちのにぎわい創出、地域の活性化等を目的として国土交通省関東地方整備局東京国道事務所より占用許可を受けた上で、文化観光情報発信拠点整備・活用事業を実施している。

本件は、文化観光情報発信拠点における新宿観光案内所運営業務委託に係るプロポーザルを実施し、委託先候補者を選定するものである。

2　委託概要

（１）委託業務の名称　新宿観光案内所運営業務

（２）施設概要

ア　名称　新宿観光案内所（英語表記 Shinjuku Tourist Information）

イ　所在地　東京都新宿区新宿三丁目３７番２号

ウ　案内所建物規模　７０．６０㎡

エ　営業日　年中無休（１２月２９日～１月３日は除く）

オ　営業時間　１０：００～１９：００

（３）履行期間　令和９年４月１日（木）～令和１０年３月３１日（金）

ただし、事業者が翌年度以降の業務の継続を希望し、且つ、協会が毎年度実施する事業評価において良好な結果を残している場合は、１年ごとに契約を更新し、最大５年まで延長することができる。

（４）委託内容　別紙仕様書のとおり

（５）価格　業務に見合った適正な価格を見積もること。ただし、実際の契約は、提案書の内容に基づき別途協議の上、成立した令和９年度予算額の範囲内で契約する。

※令和９年度予算成立前のため、「予定価格」や「予算上限金額」の提示はない。

(参考価格)

過年度の決算額及び直近の当初契約金額は下記の通り。（消費税等を含む）

令和５年度　￥３２，８４５，４４８－

令和６年度　￥３３，７１４，０７４－

令和７年度　￥３６，１７７，６９４－

令和８年度　￥３６，６５５，３３９－

3　参加申込書

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

（１）参加申込書　別紙（様式１）のとおり

（２）申込方法　　「１１ 担当」あてに電子メール・郵送・持参のいずれかの方法により提出し、必要に応じて到着確認の連絡をすること。到着確認をせずに、申出書が担当まで届いていない場合は申込が無かったものとする。電子メールによる場合、データ送付をもって受付可とするが、すみやかに原本を提出すること。

（３）受付期間　　令和８年１１月２５日（水）～１２月４日（金）１７：００まで

（４）協会から送付　　参加申込書が受付された団体に案内所平面図等を送付する。

（５）現地説明会　　令和８年１２月２日（水）に希望者へ向け現地説明会を開催する。参加を希望する場合、令和８年１１月３０日（月）正午までに「１１担当」あてにメールで申し込むこと。その際、「参加人数、参加者氏名、参加者代表者、代表者連絡先」を併せて知らせること。

４　プロポーザルに関する質問の受付及び回答

（１）提出方法

「１１ 担当」あてに電子メールで提出すること。（様式自由）

（２）質問受付期間

令和８年１１月３０日（月）～１２月７日（月）１７：００まで

（３）質問回答期間および回答方法

令和８年１２月１０日（木）

全ての質問内容および回答を、参加申込書を提出した全ての団体にメールで通知する。

５　評価基準

評価項目		評価基準
①	財務状況	組織運営及び財務状況の安定度
②	業務実績	観光案内所等の業務実績
③	人員	案内スタッフ人員の確保、スタッフのシフト
④	スタッフ	雇用形態、案内スタッフの対応能力
⑤	外国語対応	対応言語（日本語、英語、中国語、韓国語、その他）対応方法（翻訳サービスの利用など）
⑥	能力向上	観光案内を行う上で必要な能力の育成 日常的なスタッフ教育・指導が行える体制
⑦	業務	新宿駅東南口前に位置する観光案内所として、適切な観光案内の実施。
⑧	所長代理	案内所実務運営者としての能力 スタッフマネジメント（労務、リスク管理・職場環境づくり）
⑨	受入対策	国籍や年齢、障がいの有無などに関わらず全ての人が利用できるための対策
⑩	施設管理	施設の管理運営（パンフレット補充、ポスター掲出など）、案内

		所内清掃（客用スペース、事務室内)、混雑時の対応、周辺イベント時の対応など
⑪	危機管理	事故・事件や災害時、感染症等流行時などにおける危機管理体制
⑫	ユニフォーム	ユニフォームのデザイン提案、ユニフォームの管理方法
⑬	スケジュール	業務開始までのスケジュール
⑭	見積金額	経済的で妥当性がある内訳・金額
その他		当協会の法人正会員に加点を行う

６　企画提案書等提出

（１）提出書類

ア　団体概要（様式自由、パンフレット可）

イ　企画提案書（様式自由）

「５ 評価基準」①～⑬についてそれぞれ具体的に記載し、全ての項目において評価できるように作成すること。項目をまとめて説明することも可とする（番号を記載すること）。

（例）③人員　　平日、土日祝の具体的なシフト案

④スタッフ　　正規・派遣・臨時などの雇用種別、使用可能な言語

⑤外国語対応　　翻訳サービスを利用する場合、具体的なサービス名と契約プラン

⑧所長代理　　経歴、能力、勤務形態

⑫ユニフォーム　具体的なデザイン、色、素材

⑬スケジュール　スタッフ募集、研修、ユニフォームなどの具体的なスケジュール

ウ　見積書（別紙様式２）（⑭の評価項目とする）

様式２の⑤⑥「任意項目」がある場合、内容が詳細に分かるように記載すること。（必要に応じ、別紙で資料を添付すること。）

エ　プライバシーマーク使用許諾証等プライバシーマークやISMS認証（JISQ 27001）などの認証を取得していることがわかる書類（プライバシーマーク使用許諾証やISMS認証登録証の写し）

（２）提出部数

ア～エは、応募者名を記載してＡ４サイズで１部ずつ提出すること。イ・ウは、応募者名やロゴマーク等、応募者がわかる内容は一切記載しないものをＡ４サイズで１２部ずつ提出すること。

（３）提出方法

「１１ 担当」へ郵送（書留郵便に限る）または持参により提出すること。

（４）提出期限

令和８年１２月１４日（月）１７：００ 必着（時間厳守）

7　選定方法

新宿観光案内所運営業務委託選定審査会（以下、「審査会」という。）による選考を行う。

（１）一次審査（書類審査）

評価基準に基づき、応募者の企画案が協会の求める水準に達しているか否かの審査を行う。水準に達している応募者が多数であった場合、上位３団体を選定する。全ての応募者に審査結果を通知する。ただし、評価基準を満たさない場合は不採用とする。

（２）二次審査（プレゼンテーション審査）

令和９年１月２７日（水）を予定。

一次審査を通過した応募者については、二次審査を実施する。プレゼンテーションに際しては、一次審査にて提出済の資料のみを使用すること。時間・会場等は、一次審査結果通知の際に伝える。

8　スケジュール（予定）

令和８年１１月２５日（水）	募集要項公開、参加申込書受付開始
令和８年１１月３０日（月）１２：００	現地説明会申込締切（希望者のみ）
令和８年１２月　２日（水）	現地説明会（申込者のみ）
令和８年１２月　４日（金）１７：００	参加申込書提出締切
令和８年１２月　７日（月）１７：００	質問提出締切
令和８年１２月１０日（木）	質問回答
令和８年１２月１４日（月）１７：００	企画提案書等提出締切
令和９年　１月１５日（金）	一次審査結果通知
令和９年　１月２７日（水）	プレゼンテーション審査
令和９年　１月２９日（金）	審査結果発送
令和９年　２月～３月	事業者引継ぎ・準備期間

9　参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事由に該当しないこと。

（２）新宿区からの指名停止措置期間中でないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

（５）プライバシーマークの認証、又はこれに準ずる認証（ISMS認証等）を取得し、情報セキュリティや個人情報保護に関する適切な安全管理措置を講じていること。

１０　その他

（１）企画提案にかかる費用は、全て応募者の負担とする。

（２）各申込や提出にあたっては、必要に応じて到着の確認をすること。
（３）提出された申込書及び企画提案書等の所有権は協会に帰属するものとし、理由の如何を問わず返却しない。
（４）一次審査、二次審査、及び審査会の会議内容については非公表とする。結果の詳細についての問い合わせについては、これに一切応じない。
（５）受託事業者は、本業務を一括して第三者に委託することはできない。業務の一部についてあらかじめ協会の承諾を得たときは、第三者に委託することができる。
（６）プロポーザルは当業務の契約を約束するものではなく、受託候補者を決定するものである。
（７）プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、協会と協議を重ねて実施するため、必ずしも提案内容および見積金額に添って実施するものではない。
（８）受託候補者の決定後に業務の委託が困難となる事象が生じた場合、協会の判断により候補者の決定を取り消すことがある。

１１　担当

一般社団法人新宿観光振興協会　芝・安田
〒160-0023　東京都新宿区西新宿６－８－２　ＢＩＺ新宿３階
電　話　03-3344-3160　FAX 03-3344-3190
メール　info@kanko-shinjuku.jp